

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

遺産総額から控除できる債務 — 相続開始の際現に存するもの・確実な債務 —



依田 孝子 [大森]

はじめに

相続税の課税価格の算定上、被相続人の債務で相続開始の際現に存するものは控除をすることができます（相法13①）。この債務控除の対象となる債務は、「確実と認められるもの」に限られます（相法14①）。また、債務の金額が確定していなくても当該債務の存在が確実と認められるものは、相続開始当時の現況によって確実と認められる範囲の金額だけを控除するものとされています（相基通14-1）。

今回は、相続税の債務控除について、争われた判決をご紹介します。

I 借地契約解除に係る建物収去費用

平30.7.9公表裁判（一部取消し）
J112-4-07

< 事案の概要 >

被相続人（平成23年5月相続開始）は、地主との間で借地契約を締結し、建物を所有していましたが、土地の賃料を滞納したことから、平成22年5月21日に借地契約が解除されました。

この事案は、請求人らが、解除された借地契約の約定により、請求人らが負うこととなった建物を収去して土地を明け渡す債務（本件債務）は債務控除の対象となるとして、更正の請求をしたところ、認められなかったことから争われたものです。

なお、相続開始時点では、建物収去費用の金額は未確定でした。

< 審判所の判断 >

審判所では、次のとおり判断し、経済的合理性がある見積書に基づく建物収去費用（57,750,000円）の範囲で、債務控除の対象となつたとしました。

① 弁済額未確定の債務は、弁済すべきことが確実と認められる金額の限度で相続税法第22条にいう取得財産の価額から控除すべき債務として評価の対象となるのであり、そのような金額の

債務として評価した結果により、控除すべき金額が決まることとなる（最高裁昭和49年9月20日第三小法廷判決・民集28巻6号1178頁）。

② 原処分庁は、本件債務のうち、土地を明け渡す義務については相続開始日において確実な債務であるが、建物を収去する義務については、相続開始日において必ずしも建物を収去する必要はなく、建物を地主承継人に引き渡す方法が選択可能であったから、相続人らが建物を収去し、総額79,989,184円を負担したことは、相続開始日後の事情というべきであり、履行が確実な債務とは認められない旨主張する。

③ しかしながら、本件債務は、相続開始日に現に存し、その履行を免れないものであるから、履行が確実な債務であったと認めるのが相当である。

④ 原処分庁が述べるところは、確実な債務についての履行手段をいうものであって、これは相続開始日後の事情というほかなく、相続税法第22条が控除すべき債務の金額はその時の現況による旨規定している趣旨に照らし、採用できない。

⑤ 以上のとおり、本件債務は、相続税法第14条第1項に規定する「確実と認められるもの」に該当する。

⑥ 請求人らが負担した建物収去費用の根拠となったR社の見積書等は、経済的合理性を欠くものであるが、他の業者の見積書は、建物解体と杭抜き工事を同時に施工することを前提とした経済合理性にかなうものである。

II 買換資産の給付を受ける権利と未払金

平30.4.18非公開裁判（棄却）
F0-3-636

< 事案の概要 >

請求人らは、被相続人が生前に措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所

得の課税の特例》に規定する特例の買換資産として申請していた資産を相続税の課税財産に含めて申告する一方、当該資産に係る未払金を債務控除の対象として申告しました。

この事案は、原処分庁が、買換資産は課税財産に含まれず、未払金を債務控除の対象とすることもできないとして、更正処分等をしたことから、請求人が、その取消しを求めたものです。

< 審判所の判断 >

審判所では、次のとおり判断し、請求人の主張を退けました。

① ある財産が相続税の課税対象となるか否かについては、被相続人の死亡の時ににおけるその財産に関する権利関係の状況によって判断されるべきものと解される。

② 土地譲渡契約書の特約条項は、買換資産の取得に係る契約をマンションの建築確認取得後に締結することができる旨約したものであることはできても、これをもって、譲渡契約の成立と同時に買換資産の取得の合意が成立したということとはできない。

③ 買換資産の取得の合意は、請求人Aが被相続人から相続により承継した特約条項における「土地区分所有建物売買契約を締結することができる」という権利を行使して締結された取得契約の一部として、取得契約の締結時に初めて成立したものと認められる。

④ したがって、相続の開始時において、買換資産の給付を受ける権利は発生しておらず、また、未払金は被相続人の現に存する債務とはならないため、相続税の課税財産及び債務控除の対象となる債務とはならない。

III 葬儀出席のための渡米経費等

平30.2.1非公開裁判（棄却）
F0-3-623

< 事案の概要 >

請求人は、米国に居住していた伯母

（日本国籍）の死亡により取得した信託受益権の価額について更正処分等を受けました。本件は、そのことは争わず、他に課税価格から控除すべき費用〔遺産の維持保全のための活動費（本件費用）、1,359,000円〕、また、外国税額控除すべき米国連邦遺産税（被相続人の亡夫に係るもの）があるとして、更正処分等の取消しを求めたものです。

< 審判所の判断 >

審判所では、次のとおり判断し、本件費用は、債務控除の対象とならないとし、米国連邦遺産税は外国税額控除の対象とはならないとしました。

① 本件費用のうち「葬儀出席のための渡米経費」については、請求人が米国カリフォルニア州で執り行われた被相続人の葬儀へ出席するに際して支出した交通費等の費用であり、また、それ以外の本件費用は、被相続人の死亡後に発生した同人の遺産に係る検認手続（プロベイト）、遺言に基づく遺贈手続及び信託証書の定めに基づく信託財産の分配手続に係る諸費用であり、いずれの費用も、被相続人の債務で相続開始の際現に存するものに該当せず、また、被相続人に係る葬式費用にも該当しないことは明らかである。

② 請求人が米国にある財産を取得したことにつき米国連邦遺産税は課せられていないことなどから、請求人は、相続税の納付すべき税額の計算上、相続税法第20条の2《在外財産に対する相続税額の控除》及び日米相続税法約5条の適用を受けることはできない。

おわりに

TAINSで、上記の判決を検索する場合の「検索ワード」は、「債務控除」「確実な債務」などです。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

かんたんに使えるから 顧問先への導入が 増えてます!

小規模事業者向けクラウドサービス



FinTech 技術でデータ取込



MJSイメージキャラクター 高橋 ひかる

かんたんクラウドで、
会計事務所と顧問先の業務効率化を実現!!

個人・小規模事業者

連携

業務全体の合理化
月次決算の早期化
経営の強化

連携

会計事務所

会計事務所向けERPシステム

point 1 クイックスタート!

インストール作業が不要で、初期設定もかんたん

point 2 リアルタイムで共有

いつでもデータ確認ができ、顧問先の経営状況の変化にも即時対応可能

point 3 安定した運用環境

世界トップレベルのクラウド基盤を採用し、万全のセキュリティ体制

導入事例をチェック! 詳しくはこちら **かんたんクラウド 3ヶ月無料 検索** **キャンペーン実施中!**

MJS 財務と経営システムのリーディングカンパニー 東証第一部上場
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928)
●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。

※2020年3月末まで